



もくじ contents

- 03 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- 04 **特集** ものづくりの魅力に迫るとよはしの匠
- 08 **特集** 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は3月15日(火)が期限です
- 10 イチオシ情報
- 12 豊橋ニュース
- 13 のんほいパーク
- 14 公共施設イベント
- 18 スポーツ
- 19 演劇・コンサート
- 20 暮らし情報
- 25 相談
- 26 パパママ
- 27 シニア
- 28 健康
- 29 防災・安全
- 31 緊急医

新型コロナウイルス感染症によるイベントなどの延期や中止・変更については、各問合せ先へご連絡いただくか、各ホームページでご確認ください。

2月6日(日)は愛知県議会豊橋市選出議員補欠選挙です **投票時間は7時～20時**

投票日 2/6(日) 告示日 1/28(金) 問合せ 選挙管理委員会 (☎51・2960) ☎ 90849

投票できる方

- 年齢** 平成16年2月7日以前に生まれた方
- 住所** 令和4年1月27日時点で豊橋市に3か月以上住民登録がある方※県外に転出した方は投票できません。

投票所は「選挙のお知らせ」でご確認ください

投票所への案内図などを記載した「選挙のお知らせ」を、世帯ごとにまとめて封書で郵送します。「選挙のお知らせ」で投票所をご確認ください。

不在者投票ができます

長期出張などで豊橋市を離れ、投票のために帰ってくることができない方は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。また、県選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所中の方は施設内で投票できます。その他の投票制度など、詳細はお問い合わせください。

投票日に投票できない方は、期日前投票ができます

投票日前に、下記のどの期日前投票所でも投票できます。
※「選挙のお知らせ」がなくても選挙資格があれば投票できます。

期日前投票所

ところ	とき
市役所東館地下1階	1/29(土)～2/5(土) 8:30～20:00
石巻・二川・牟呂地区市民館	
大清水地域福祉センター	

移動期日前投票所

バス型の移動期日前投票所が市内を巡回します。開設場所や日時については、選挙管理委員会ホームページや「選挙のお知らせ」をご覧ください。

告示日において、立候補の届出の数が選挙すべき議員の数2名を超えなかった場合、無投票となります。その際は1月28日(金)17時以降にホームページでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※最新の情報はホームページをご覧ください。

集団接種会場のお知らせ

○市が実施する集団接種（モデルナ社製ワクチン）

ところ	と き	予約開始日	接種予定人数
保健所・保健センター (ほいっぷ)	2/13(日)	2/6(日)8:30	840人/日
	2/20(日)		
	2/27(日)	2/20(日)8:30	
	3/6(日)		
	3/13(日)	3/6(日)8:30	
	3/20(日)		

対 象 市が送付する追加接種(3回目)の接種券をお持ちの方

時 間 9:00~16:00

予約方法 豊橋市WEB予約サイトまたは豊橋市新型コロナワクチンコールセンター(☎0570・09・5670)

その他 以降のスケジュールは、決定次第ホームページに掲載(7月まで開設予定)

会場までの交通支援を実施します

市が開設する集団接種会場へのタクシー運賃の一部を補助するほか、路線バス(中浜大崎線)を増便します。利用方法など詳細についてはホームページをご確認ください。

○愛知県が実施する集団接種（モデルナ社製ワクチン）

ところ	と き	予約開始日	接種予定人数
東三河総合庁舎	2/7(月)~7/31(日) 11:00~20:00	1/31(月)	400人/日

対 象 ワクチンの2回目接種が完了した、県内に在住・在学・在勤の方

予約方法 県のLINE予約システムまたは県コールセンター(☎0570・666・885)

その他 県のLINEへの登録方法など詳細は、愛知県ホームページ参照

【モデルナ社製ワクチンの接種について】

モデルナ社製ワクチンの3回目の接種は、1・2回目接種の半分の量です。3回目接種は交接種が認められており、1・2回目にファイザー社製ワクチンを接種した方も、3回目にモデルナ社製ワクチンを接種することができます。

問合せ 豊橋市新型コロナワクチンコールセンター ☎0570・09・5670

HP 84691

支援のお知らせ

国の子育て世帯への臨時特別給付金を受給していない児童に給付金を支給します

対象: 国の給付金を受給していない、次のいずれかに該当する世帯の児童①令和3年9月分の児童手当特例給付の支給対象(1/14(金)までに児童手当の申請をした新生児を含む)②所得制限により支給対象外となった、保護者が公務員または新生児・高校生などがある③昨年9/1(水)~2/28(月)に離婚などにより養育者を変更した **支給額:** 対象となる児童1人につき10万円 **その他:** ①は2月末までに児童手当振り込み口座に支給。支給要件など詳細はホームページ参照 **申請:** ②③は2/28(月)までに申請書などを子育て支援課(〒440-8501住所不要☎51・3161) ※申請書はホームページで配布 ☎ 91012